



募集の目的

「まちなか地域おこし協力隊＝まちなかイノベーター」は、群馬県伊勢崎市が募集する起業を目指す、個人事業主型のまちなか地域おこし協力隊の愛称です。

現在、伊勢崎市のまちなか(ここでは伊勢崎駅周辺の地域をいいます)では、空き地や空き店舗の増加、住民の郊外移転、高齢化が課題となっている地域ですが、一方で、駅の乗降客数は多く、駅前には広い芝生広場が整備され、空き地や空き店舗についても活用方法次第では今後の宝物となり得る地域です。

そんな現状を変えるため、伊勢崎市では官民連携の組織により様々な活動に取り組み、まちなかのにぎわい創出を図っていますが、この取り組みをさらに拡大するためには、新たな「人財」が必要です。

今回の募集は、伊勢崎市のまちなかにおいて活躍する人財「まちなかイノベーター」を募集するもので、まずは実際に地域を知り、「まちなか活性化支援会議」と共に地域課題の解決につながる経済活動に取り組み、さらには、自らも移住・起業を前提とした活動に取り組んでいただくことをミッションとしています。

なお、起業に向けた取組みは、「まちなか活性化支援会議」がさまざまな形でサポートします。

募集人数

1名

業務概要

まちなかに「にぎわい＝経済活力の向上」を生み出すための活動について、「まちなか活性化支援会議」と連携して取り組んでいただきます。

加えて、まちなかが抱える課題の解決につながる新しい仕事を創り出すために、自らの将来設計や起業

の準備を行っていただきます。

なお、着任後2ヶ月程度は、伊勢崎市役所や「まちなか活性化支援会議」において地域の実情を知り、話し合いながら年間及び月間の活動計画書を作成、その後は、計画に基づいて事業を進めていただきます。

応募条件

この募集では総務省の「地域おこし協力隊」制度を活用するため、次の条件を全て満たす方が対象です。

(1) 3大都市圏内又は指定都市等(過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村)に居住している(住民票がある)方。

※ご自身の居住地が該当するかどうか不明な方は、お問い合わせください。

(2) 2022年10月1日現在、20歳以上である方。

(3) 心身ともに健康で、地域のために誠実に活動ができる方。

(4) 協力隊活動終了後に、本市で定住及び起業する意向を持っている方。

(5) 普通自動車運転免許を取得している方(採用までに取得見込も含む。)

(6) 自らの活動について、積極的な情報発信ができる方。

(7) Word・Excel・PowerPoint等の基本的な操作ができる方。

(8) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方。

雇用関係の有無

なし

※伊勢崎市長がまちなか地域おこし協力隊員として委嘱します。

※伊勢崎市まちなか地域おこし協力隊設置要綱に基づきます。

契約期間

委嘱日から2024年3月31日まで

※1年毎の契約更新で、最長3年まで。

※委嘱日はご相談に応じます。

※市は、隊員が地域の一員としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

勤務時間

原則として1日当たり6時間、1カ月あたり20日を目安に活動していただきます。ただし、事業内容等により活動時間の調整をすることができるものとします。

活動場所

・伊勢崎市内(ただし、研修等により市外へ出張する場合があります。)

・事務スペースは市が提供する場所を、一定のルールに基づき使用することができます。

待遇

報償費(謝金) 月額233,000円

※所得税を引いた金額を振り込みます。

※当該月における活動時間が120時間に満たない場合は、実活動時間に応じて算出した額を支給します。

活動に関する資金

採用時または着任時に作成いただく活動計画にもとづき、委託契約の範囲内で活動に必要な経費を上乗せ支給します。

- (1) 住宅及び駐車場の賃借料(月額5万円限度)
- (2) 通信に係る経費※¹(月額5千円限度)
- (3) 地域おこし活動に係る車両の燃料費※²、公共交通機関等の運賃等の移動に要する経費
- (4) 隊員の活動や研修に関する経費

※¹ 活動に使用するパソコンや携帯電話は隊員各自で用意していただきます

※² 市内の移動には自動車が必要不可欠です。活動には隊員の自家用車を使用していただきます

活動報告

毎月1回活動報告書を取りまとめ、「まちなか活性化支援会議」へ進捗状況等を報告していただきます。

また、市の担当課である産業経済部商工労働課商工振興係と連携を図り、週に1回、隊員の活動等に関する意見交換等を行います。この他、市からの依頼に基づき、会議等に参加していただくことがあります。

兼業・副業

地域おこし協力隊の活動に支障のない範囲で可能です。

住居

民間の賃貸住宅等を隊員自身で契約していただきますが、市が一部家賃を補助します。

※敷金・礼金・光熱費等については隊員の自己負担となります。

※住居の紹介を希望する場合は、「まちなか活性化支援会議」の構成団体が斡旋を行います。

福利厚生

市との雇用契約を結ばないため、健康保険と国民年金は各自の負担となります。

支援制度

隊員が活動終了後に市内で創業・起業または事業承継し定住することを、支援します。

(1) 市が行う支援

① 創業促進サポート補助金

市内で創業・起業する人に、創業時に掛かる経費の一部を補助します。(上限100万円)

なお、市が指定する中心市街地区域で創業する場合は補助上限額を引き上げます。(上限150万円)

(2) 「まちなか活性化支援会議」と連携して行う支援(主なもの)

① 創業計画書策定支援

創業・起業を目指す方の疑問、課題に対して、支援金融機関や伊勢崎商工会議所所属の中小企業診

断士が相談に応じます。また、必要に応じて、創業支援専門機関へお取次ぎを行います。

② 特定創業支援事業

創業・起業を目指す人への支援を強化するため、創業希望者に対して「経営」「財務」「人財育成」「販路開拓」の4分野について、1ヶ月以上にわたり4回以上の相談支援を行います。

③ 創業支援ローン

創業・起業を目指す人を支援する支援機関によるローンで、運転資金・設備資金に利用できます。

パートナー

(1) 「まちなか活性化支援会議」

まちなかにおける経済活力向上による地域課題の解決を支援するため、2021年8月26日(水)に発足した官民連携の組織で、メンバーの専門性を活かし、隊員の活動を多方面からサポートします。

(参加団体) 伊勢崎商工会議所、群馬伊勢崎商工会(以上、商工団体)、アイオー信用金庫(金融機関)、まきばプロジェクト(市民団体)、群馬県宅地建物取引業協会伊勢崎支部、全日本不動産協会群馬県本部(以上、不動産団体)、伊勢崎市

(主な活動) ① ワークショップ「まちなか宝さがし～We're Treasure Hunters!!～」の開催

② 「まちなかお宝発見シンポジウム」の開催

③ 「まちなか宣言(仮称)」の制定

④ 「まちなか活性化市民アンケート」の実施

⑤ にぎわい創出イベント「いせさき楽市」(原則として第三土曜日)の開催 ほか

※それぞれの詳しい事業内容は、市ホームページをご覧ください

(2) まきばプロジェクト

「この街に笑顔を生み出す場の創生」を掲げ、イベント等の企画運営を通じた小さなコミュニティづくりを目的に活動している。日本最大級の「ショップ・モビリティ」を配車するプラットフォームサービス「SHOP STOP」ローカルオーガナイザー。(北関東初)

(主な活動) いせさき楽市、LUCKY STREET MARKET ほか、県内イベントでのキッチンカーの派遣実績多数

(支援内容) ①「いせさき楽市」等を通じたにぎわい創出事業の実施ノウハウの指導

② SNS を活用した発信力強化の支援

応募・選考

(1) 事前申し込み

オンラインツール Zoom を活用した個別説明会を、2022年10月3日(月)から12月9日(金)まで行ないますので、ご希望の方は市ホームページの専用応募フォームから申し込みをお願いします。

※後日、担当者から日程調整のご案内をお送りします。

※事前申し込みは、応募にあたっての必須条件ではありません。

(2) 応募

「伊勢崎市まちなか地域おこし協力隊員応募用紙」に必要事項を記入の上、提出書類を揃えて市ホー

ホームページの専用応募フォーム、E-mail、郵送又は持参により提出してください。

①受付期間:2022年10月3日(月)から2022年12月28日(水)まで

※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間にお越しください。

※応募状況によっては、受付期間の終了を待たずに応募受付を終了する場合があります。

②提出先:〒372-8501 群馬県伊勢崎市今泉町2-410(伊勢崎市役所北館2階)

伊勢崎市産業経済部商工労働課あて

③提出書類:伊勢崎市まちなか地域おこし協力隊応募用紙

住民票の写し(原本)

普通自動車運転免許証の写し(表裏) ※提出された書類は返却いたしません。

(3) 選考

選考は1次審査(書類)、2次審査(面接)によって行います。

①第1次審査【書類審査】

提出された書類を審査し、選考結果をメール及び通知文により応募者全員にお知らせします。

②第2次審査【面接審査】

第1次審査を通過した方に対して、伊勢崎市内で個人面接を行います。なお、面接日及び面接場所については、第1次審査合格者にメール及び通知文によりお知らせします。

※面接にかかる費用(交通費・宿泊費)は、原則、ご自身で負担いただきます。

③委嘱の決定

第2次審査者全員に対して、メール及び通知文で合否をお知らせします。

※着任日は相談に応じます。

(4) 活動開始

2023年4月1日(土)を想定

その他

応募や活動内容等について不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

伊勢崎市産業経済部商工労働課 商工振興係 石原、竹中

住所： 〒372-8501 群馬県伊勢崎市今泉町二丁目410

TEL： 0270-27-2754

FAX： 0270-23-7382

E-mail： shoukou@city.isesaki.lg.jp